

申 請

令和 6 (2024) 年 12 月 12 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 石破 茂 様

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく令和 6 (2024) 年 10 月 18 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること

栃木県壬生町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「栃木県きのこ生産工程管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 解除を申請する理由

別紙のとおり

## 出荷制限解除後の管理計画（壬生町 原木 露地栽培）

### 1 出荷制限を解除する範囲

原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された栃木県壬生町において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ生産工程管理基準」（以下、「県生産工程管理基準」という。）に基づき管理される原木しいたけ（露地栽培）。

### 2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月12日、壬生町の原木しいたけ（露地栽培）の検査を実施した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（240Bq/kg）が検出され、同年4月13日に出荷制限が指示された。

基準値を超過した原因は、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質を含んだ降雨によるほだ木の汚染と考えられたため、町内の全生産者のほだ場毎のほだ木検査を実施し、きのこ原木の指標値 50Bq/kg（以下、「指標値」という。）を超過したほだ木の廃棄を進めた。

生産再開を目指す1生産者について、県生産工程管理基準に基づいた栽培管理（原木の安全性確認、空間線量を考慮した場所の選定及びシート敷設による土壌との接触防止）が確認できたことから、当該1生産者の1ロットを対象として、きのこ発生前のほだ木を採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（3検体）は平均値 3.5Bq/kg、最大値 4.2Bq/kg ですべて食品の基準値を大きく下回り、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値 4.5Bq/kg、最大値 5.5Bq/kg で指標値を大きく下回った。

### 3 栃木県における管理計画

#### (1) 生産者の管理

県は、壬生町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（露地栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

#### (2) 県生産工程管理基準に即した生産の実施

県は、県生産工程管理基準に即した原木しいたけ（露地栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査の結果、ほだ木が指標値を超過した場合は、ほだ木を廃棄させ、しいたけが基準値を超過した場合は、しいたけ及びほだ木を廃棄させる。

#### (3) 県生産工程管理基準の概要

##### ア ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 原木調達

安全が確認された原木の使用（自伐の場合は、原木林適否に係る検査の実施）

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培）

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止

イ 使用するほだ場（露地栽培）

ほだ場使用適否検査を実施し、空間線量  $0.20 \mu\text{SV/h}$  以下のほだ場を使用する。

ウ 子実体の安全確認

出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

エ 用水の安全管理

用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性セシウムが検出されないことを確認する。

オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培）

ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて栽培日誌の県への提出を求め、生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除の対象者の氏名を公表し、壬生町と連携して流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に即した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下の内容を表示させる。

- ・原産地は市町まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地）を表示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、県と壬生町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか確認する。

【流通管理体制】

(ア) 管理責任を負う者

集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（JA）	農協（JA）	栃木県
直売所（個人販売含）	直売所代表者	壬生町、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	壬生町、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	壬生町、栃木県

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③県ホームページでの出荷制限解除の対象者の確認 ④集出荷、販売記録の保存
壬生町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ネット販売等の監視
栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③県ホームページでの出荷制限解除の対象者の氏名公表 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ⑦ネット販売等の監視

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 「県生産工程管理基準」に基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに1検体検査

イ 栃木県のモニタリング検査

(ア) 毎月、出荷前、町内で1検体検査

(イ) 検体はアの検査で最も高濃度の放射性セシウムを検出した生産ロットから採取する。

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過する原木しいたけ（露地栽培）の生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者の生産工程管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。

イ 子実体の発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値を下回っていること。

ウ 生産物の検査結果が食品中の放射性セシウムの基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。

エ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(8) 関係者への周知

県は、壬生町と連携し、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

壬生町における原木生しいたけ（露地）の出荷制限解除にかかる生産者及び流通の管理

指導管理体制区分 誤出荷防止対策	管理（監視）を行う者			
	生産者	流通・販売者	壬生町	県
（１） 対策済生産者の生産管理、管理指導	①県生産工程管理基準に則った生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③適正な商品表示 ④モニタリング検査への協力 ⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出	①栽培計画・出荷計画の確認	①生産者情報の収集 ②巡回指導（県と協調）	①生産者台帳の整備 ②巡回指導（生産工程が守られていることの確認） ③各種工程で必要な検査の実施 ④モニタリング検査の実施 ⑤県ホームページでの出荷制限解除者の氏名公表
（２） 対策済生産者以外へのお荷自粛の継続指導	①生産者台帳の整備に要する情報提供	①出荷者への周知の協力	①生産者情報の収集 ②巡回指導（県と協調）	①生産者台帳の整備 ②巡回指導（出荷自粛が守られていることの確認）
（３） 集出荷・流通・販売における管理	①出荷記録の保存・必要に応じた提出	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②出荷自粛品の排除 ③商品表示内容の確認 ④集出荷・販売記録の保存 ⑤県ホームページでの出荷制限解除者確認	①出荷制限情報の周知 ②巡回指導（町内出荷拠点） ③ネット販売等の監視（適宜）	①出荷が可能な生産者の情報等、制限情報の提供 ②流通拠点（直売所、流売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ネット販売等の監視（適宜）



「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

放射線物質対策  
 その他一般事項対策

◎: 必須項目 ○: 推奨項目  
 ●: 該当する場合は必須 ▲: 該当する場合は推奨

原木栽培

番号	工程		チェック項目	年月日	内容	生産工程管理基準	出荷制限区域レベル	その他区域レベル	
1	原木調達工程	自伐	原木林の選定	2022/3/18~31	検査合格	P9	◎	◎	
2				過去において環境汚染(原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていないか。	2022/3/18	該当なし	P10	○	○
3			伐採・玉切り	伐採原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	2022/3/10~16	土が付きにくいよう配慮	P10	◎	◎
4				体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2022/3/10~16	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P11	○	○
5				使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2022/3/10~16	チェーンソーは使用后手入れし、放射性物質が付着しないように保管	P11	○	○
6			ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	2022/3/10~16	適切に管理	P11	◎	◎
7	原木購入(県内産)	購入原木	購入原木の放射性物質は指標値以下であるか(県が定める「原木林適否に係る検査」に合格しているか。)また、購入原木の生産場所や衛生管理を確認しているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P12	◎	◎	
8				購入した原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P12	◎	-
9			ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P12 (P11)	◎	◎
10	原木購入(17都県(栃木県を除く)産)	購入原木	購入原木の放射性物質は指標値以下であるか、また、購入原木の生産場所や衛生管理を確認しているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P13	◎	◎	
11				購入した原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P13	◎	-
12			ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P13 (P11)	◎	◎
13	原木購入(17都県産以外)	購入原木	購入原木の生産場所や衛生管理を確認しているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P13	◎	◎	
14				購入した原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P14	◎	-
15			ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P14 (P11)	◎	◎
16	植菌工程	植菌資材	植菌前原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	2022/4/5~10	シート、枕木を使用	P15	◎	-	
17				植菌資材を適切に保管しているか。	2022/4/5~10	適切に管理	P15	○	○

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

☐:放射性物質対策  
 ☑:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

原木栽培

18	植菌	放射線汚染を考慮して場所の選定を行っているか。	2022/4/5~10	空間線量を確認の上、選定	P15	○	-
19		放射線低減のための環境整備を行っているか。	2022/4/5~10	シートを敷く前に表面土壌を取り除く	P16	○	-
20		植菌工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2022/4/5~10	種菌は室内に保管 シート、枕木、手袋を使用	P16	◎	-
21		植菌ほだ木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	2022/4/5~10	シート、枕木、手袋を使用、植菌するドリルはシートの上に置く	P17	○	-
22		体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2022/4/5~10	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P17	○	-
23		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2022/4/5~10	ドリルは使用後手入れし、放射性物質が付着しないように保管	P18	○	-
24		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。	2022/4/5~10	ドリル及び手指は清潔にした(薬剤の使用なし)	P18	○	○
25		購入ほだ木	購入ほだ木の放射性物質は指標値以下であるか、また、購入ほだ木の原木生産場所や衛生管理を確認しているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P18	◎
26		購入ほだ木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。	-	(自伐原木を使用しているため、該当なし)	P19	○	-
27	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	2022/4/5~10	適切に管理	P19	◎	◎
28	ほだ木作り工程	放射線汚染を考慮して場所の選定を行っているか。	2022/4/10~	空間線量を確認の上、選定	P20	○	-
29		放射線低減のための環境整備を行っているか。	2022/4/10~	シートを敷く前に表面土壌を取り除く	P20	○	-
30		仮伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2022/4/10~	シート、枕木、手袋を使用	P20	◎	-
31		体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2022/4/10~	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P21	○	-
32		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2022/4/10~	機械、器具は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないよう保管する。	P21	○	-
33		仮伏せ工程で登録された農薬以外の薬剤を使用していないか。	2022/4/10~	薬剤等の使用なし	P22	◎	◎
34		本伏せ	放射線汚染を考慮して場所の選定を行っているか。	2022/4/10~	空間線量を確認の上、選定	P22	○
35		放射線低減のための環境整備を行っているか。	2022/4/10~	シートを敷く前に表面土壌を取り除く	P23	○	-

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

□:放射性物質対策  
 ■:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

原木栽培

36			本伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2022/4/10～	シート、枕木、手袋を使用	P23	◎	—
37			体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2022/4/10～	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P24	○	—
38			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2022/4/10～	機械、器具は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないよう保管する。	P24	○	—
39			本伏せ工程で登録された農薬以外の薬剤を使用していないか。	2022/4/10～	薬剤等の使用なし	P25	◎	◎
40		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。	2022/4/5～10	適切に管理	P25	◎	◎
41	発生・収穫工程	発生(水、増収材)	発生前のほだ木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。	2023/10/25	指標値以下であることを確認	P26	◎	—
42			浸水等に用いる水は、清浄な水を使用しているか。	2023/10/25	露地栽培のため、浸水等しない	P27	○	○
43			増収材を使用する場合は、水の衛生管理を行っているか。	2023/10/25～	使用なし	P27	○	○
44	発生		放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。	2023/10/25～	空間線量を確認の上、選定	P27	○	—
45			放射性物質低減のための環境整備を行っているか。	2023/10/25～	周辺の草刈りを実施	P28	○	—
46			発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2023/10/25～	ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、シートを敷く	P28	◎	—
47			体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2023/10/25～	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P29	○	—
48			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2023/10/25～	収穫物が汚染しないよう、カッターナイフは清潔に保つ。	P29	○	—
49			子実体に含まれる放射性物質が基準値以下であるか。	2023/10/27 30	基準値以下であることを確認	P29	◎	○
50			発生工程で薬剤を使用していないか。	2023/10/25～	使用なし	P30	○	○
51	収穫		収穫工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2023/10/26	収穫時に粉塵等が付着しないよう注意する。 収穫物は速やかに室内に保管するようにする。 収穫に使用する器具類は、清潔に保つようにする。	P30	○	—
52			収穫工程で薬剤を使用していないか。	2023/10/26	使用なし	P31	○	○
53			器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。	2023/10/26	カッターナイフ及び手指は清潔にした(薬剤の使用なし)	P31	○	○

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

☐:放射性物質対策  
 ☑:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

原木栽培									
54			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。	2023/10/26	実施	P31	○	○	
55			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。	2023/10/26	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P31	○	○	
56	休養		放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。	2023/10/26～	空間線量を確認の上、選定	P32	○	—	
57			放射性物質低減のための環境整備を行っているか。	2023/10/26～	周辺の草刈りを実施	P32	○	—	
58			休養工程での放射性物質低減対策を行っているか。	2023/10/26～	ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、シートを敷く	P33	◎	—	
59			体内への放射性物質の取り込み防止対策を行っているか。	2023/10/26～	マスク、手袋を使用 作業着を毎日洗濯	P33	○	—	
60			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。	2023/10/26～	機械、器具は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないよう保管する。	P34	○	—	
61			休養工程で登録された農薬以外の薬剤を使用していないか。	2023/10/26～	使用なし	P34	◎	◎	
62		ロット管理		ロット管理を適切に行っているか。	2023/10/26～	適切に管理	P34	◎	◎
63	乾燥工程	乾燥	放射性物質低減のための環境整備を行っているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P35	○	—	
64				乾燥工程での放射性物質低減対策を行っているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P35	○	—
65				器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P36	○	○
66				手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P36	○	○
67				衛生管理を考慮して作業を実施しているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P36	○	○
68				乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P37	○	○
69				清浄な水を使用しているか。	-	(生しいたけのため、該当なし)	P37	○	○
70	選別・包装	選別・包装(資材)	包装資材を適切に保管しているか。	-	(出荷制限解除前のため、該当なし)	P38	○	○	
71		選別・包装	放射性物質低減のための環境整備を行っているか。	-	(出荷制限解除前のため、該当なし)	P38	○	—	

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

☐:放射性物質対策  
 ☑:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

項目番号	工程	内容	確認事項	備考	項目番号	必須	推奨	
72	出荷工程		選別・包装工程での放射性物質低減対策を行っているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P39	○	-	
73			選別・包装工程で薬剤を使用していないか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P39	○	○	
74			器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P39	○	○	
75			衛生的な環境が整備されているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P39	○	○	
76			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P40	○	○	
77			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P40	○	○	
78			表示	適切な表示を行っているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P40	○	○
79			保管・出荷	保管・出荷工程で薬剤を使用していないか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P42	○	○
80				保管施設等は清潔に保たれているか。	- (出荷制限解除前のため、該当なし)	P42	○	○
81			環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	腐ほだ木を燃料や肥料として使用する場合、使用可否の確認を行っているか。	(該当無し)	P43	◎
82	放射性汚染物の処分を適切に行っているか。	(該当無し)			P43	◎	◎	
83	作物残さを肥料等に利用しているか。	(該当無し)			P44	○	○	
84	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却を回避しているか。	(該当無し)			P44	◎	◎	
85	廃プラスチック類の処分を適切に行っているか。	JAで回収			P44	◎	◎	
86	エネルギーの節減対策	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めているか。	(該当無し)	P45	○	○		
87	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しているか。	作物残さの管理徹底	P45	▲	▲		
88	労働安全	危険作業等の把握	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を行っているか。	(該当無し)	P46	○	○	
89			作業従事者の制限	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者について、安全に作業できるよう留意しているか。	(該当無し)	P46	○	○

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

☐:放射性物質対策  
 ☑:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

原木栽培

90		服装及び保護具の着用等	作業者が安全に作業するための服装や保護用具を着用しているか。	(該当無し)	P47	○	○
91		作業環境への対応	作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っているか。	(該当無し)	P47	○	○
92		機械等の導入・点検・整備・管理	機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っているか。	適切に管理	P48	○	○
93		機械等の使用	機械、装置、器具等は適正に使用しているか。	適切に使用	P48	○	○
94		毒劇物・燃料等の管理	毒劇物、燃料等は適切に管理しているか。	(該当無し)	P49	◎	◎
95		事故後の備え	事故後のしいたけ生産の維持、継続に向けた労災等保険への加入をしているか。	無し	P49	●	●
96	農業生産工程管理全般	技術・ノウハウ(知的財産)の保護	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護、活用を行っているか。	(該当無し)	P51	○	○
97			登録品種の種菌を適切に使用しているか、	適切に使用	P51	◎	◎
98		情報の記録・管理	ほだ場や生産施設の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しているか。	保存している	P52	○	○
99			原木、種菌、増収材等の購入伝票等の保存を行っているか。	保存している	P52	○	○
100			資材及び工程別作業について記録し、保存しているか。	保存している	P52	○	○
101			きのこの出荷に関する記録を保存しているか。	(出荷制限解除前のため、該当なし)	P52	○	○
102		農業生産工程管理(GAP)の実施	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っているか。	今後実施していく	P53	○	○
103	記録の保存	きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存しているか。	保存している	P53	○	○	
104	農薬の使用	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	使用する農薬は、登録された農薬か。	(該当無し)	P55	●	●
105		農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	農薬の使用前に防除器具の十分な点検を行ったか。	(該当無し)	P56	●	●
106			農薬の使用後に防除器具の十分な洗浄を行ったか。	(該当無し)	P56	●	●
107		農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	農薬の使用前に、容器や包装のラベルに記載された表示内容を確認したか。	(該当無し)	P56	●	●

「栃木県きのこ生産工程管理基準」チェックリスト（原木栽培）

☐:放射性物質対策  
 ☑:その他一般事項対策

◎:必須項目 ○:推奨項目  
 ●:該当する場合は必須 ▲:該当する場合は推奨

原木栽培

108	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	農薬散布の際に、飛散防止対策(ドリフト低減対策)を行っているか。	(該当無し)	P57	●	●
109	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを計算して散布液を調整	ほだ場ごとに必要な散布液量を決め、農薬のラベルの指示に従って、薬液が残らないように散布液を調整しているか。	(該当無し)	P58	●	●
110	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫・雑草の発生しにくい環境づくりを行っているか。	(該当無し)	P58	▲	▲
111	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避対策を行っているか。	(該当無し)	P59	●	●
112	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	農薬を使用したときは、その記録を帳簿に記載し保存しているか。	(該当無し)	P60	▲	▲